

# 令和5年第10回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和5年10月25日(水)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和5年10月25日 午後2時53分							
閉 会	令和5年10月25日 午後3時39分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人		岩崎 新一・渡邊 秋夫						
議事参与		板倉 秀行・下山 優美・榎 友美						
書 記								

会議事件名

議案第40号 農地法第3条の規定に関する件

議案第41号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による転用許可申請

顛末

令和5年10月25日  
開会 午後2時53分

【会長代理】 これより、令和5年第10回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。  
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。2ページの議案第42号 農地法第5条の規定による転用許可申請 番号55についてですが、受人の現在使用している資材置場の是正が間に合わないため、保留とし来月に審議をお願いする予定です。また、同じく議案第42号 番号57 土地の所在・地番について、1549番1が一部申請となっておりますので、「1549番1の一部」と訂正してください。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号11番 岩崎 新一 委員・番号12番 渡邊 秋夫 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第40号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。  
議案第40号 農地法第3条の規定に関する件  
所有権の移転 1件 2筆

番号19

受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1100日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は185.20アールで、自宅から申請地までは約10メートルであり、周辺農地へ

	及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号19について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻及び野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号19について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第40号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第40号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第41号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。番号1と番号2について、関連がありますので、一括して議案説明を事務局をお願いいたします。

<p>【事務局】</p>	<p>議案第41号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 番号1及び番号2 申請地については、事業計画者が令和4年12月21日付けで、進入路（一時転用）及び農地改良（一時転用）として農地法第5条の転用許可を受けていましたが、工事着工期が出水期と重なり盛土工事（天地返し）が出来ない期間があり、工事完了が遅れたため計画変更申請するものです。なお、工事期間は許可日から6カ月までとなっております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、何かご質問ございませんか。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（質問なし）</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第41号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（全員挙手）</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第41号について原案のとおり承認ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第42号農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。 議案第42号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 1件 3筆 使用貸借権の設定 1件 7筆  番号56 申請人は、現在市内に家族3人で暮らしており、縫製加工業を営んでいます。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、現在の自宅及び工場が収用されることになり、代替地として移転先を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号56について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅及び工場を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井 正夫 推進委員】	番号56について調査してまいりました。申請地には自己用住宅及び工場を建築するというのですが、隣接農地との境界には土留めブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号57について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号57 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。

	ります。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号57について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【渡邊 仁 推進委員】	番号57について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇が農地を借り受け、麦を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第42号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第42号について原案のとおり

	<p>許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和5年9月12日～令和5年10月10日受付分 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>14件</td> <td>16筆</td> <td>3,940.93㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>14件</td> <td>16筆</td> <td>3,940.93㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p>	所有権の移転	14件	16筆	3,940.93㎡	合計届出件数	14件	16筆	3,940.93㎡
所有権の移転	14件	16筆	3,940.93㎡						
合計届出件数	14件	16筆	3,940.93㎡						
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>議案書5ページの農地転用届出 番号150についてですが、ゴミ集積所の持分の3分の2の所有権はどうなっているか。また、ゴミ集積所の寄付採納は市の方で受付してくれるのか。</p>								
【事務局】	<p>持分の3分の2は渡人が所有しており、これから2棟の分譲と合わせて所有権移転していくものと考えています。また、寄付採納については任意ですが、3棟の分譲が終わり所有権移転後に市環境課に手続きしていくものと考えています。</p>								
【議長】	<p>他に質問はありませんか。</p>								
【一同】	<p>(質問なし)</p>								
【議長】	<p>続いて、その他の件について、事務局よりご報告お願いいたします。</p>								
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地パトロールについて（御礼）</li> <li>・農業経営及び農地利用状況に関する調査について</li> <li>・活動記録簿の提出について</li> <li>・農振除外審議会について</li> </ul>								
【議長】	<p>続いて、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p>								
【大塚 明夫 農業委員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鴻巣市産業祭の開催について（新規就農相談会の開催）</li> </ul>								

**【会長代理】**

これもちまして、令和5年第10回定例会を閉会いたします。  
なお、次回の定例会は令和5年11月24日（金）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後3時39分